

# 栗原市新型インフルエンザ等対策行動計画

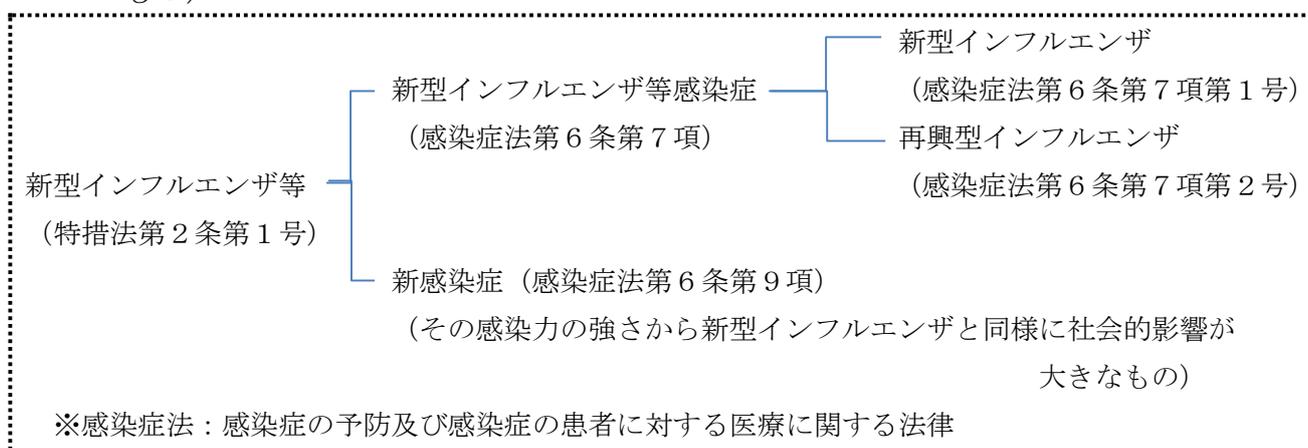
## 概 要

## 1 行動計画作成の背景

本市では、新型インフルエンザにかかる対策について、平成21年2月に「栗原市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しているが、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という）に基づく、国及び県の新たな行動計画の作成を受け、本市においても、新型インフルエンザ等発生時の危機管理の対応の規範とするべく、従来の行動計画の全面改訂版として、「栗原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成したものである。

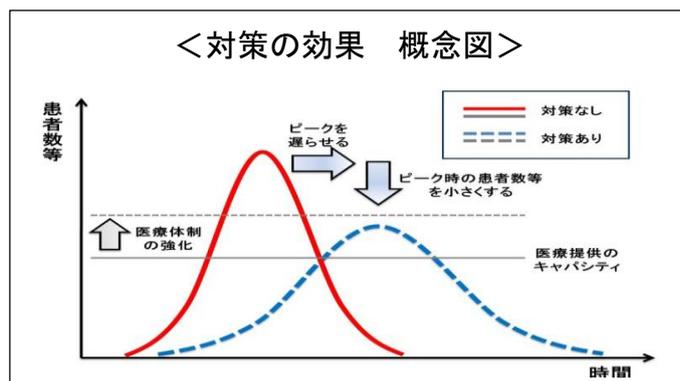
## 2 対象となる新型インフルエンザ等

- (1) 新型インフルエンザ
- (2) 再興型インフルエンザ（過去に世界的規模で流行したインフルエンザで流行から長期間経過しているため、国民の大部分が免疫を獲得していない）
- (3) 新感染症（その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）



## 3 行動計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



## 4 対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成・保存

## 5 行動計画の構成

項目	内容
I. はじめに	特措法の制定、取組の経緯、市行動計画の作成
II. 基本的な方針	対策の目的及び基本的戦略、対策の基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、市行動計画の主要6項目、発生段階
III. 各段階における対策	発生段階に応じて、主要6項目に沿った対策を規定
参考資料	新型インフルエンザ等対策本部条例 用語解説

## 6 行動計画の主なポイント

(1) 特措法に基づく行動計画

(2) 特措法で新たに盛り込まれた各種の対応等を記載

項目	特色
発生段階	<p>現行の発生段階（5段階）を県の行動計画に準じて下記の6段階へ改編</p> <p>①未発生期                      ②海外発生期                      ③県内未発生期 ④県内発生早期                  ⑤県内感染期                      ⑥小康期</p>
市対策	<p>現行の市対策6項目を下記の6項目に改編し、発生段階ごとに推定される状況に応じた対策を規定</p> <p>①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、 ④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活および市民経済安定の確保</p>
実施体制	<p>条例で規定する、市長を本部長とした栗原市新型インフルエンザ等対策本部の設置</p> <p>※政府対策本部及び県対策本部設置と同時に市対策本部の設置（任意） ※政府が緊急事態宣言を発出した場合は法定による設置</p>
予防・まん延防止	<p>○特定接種の実施 新型インフルエンザ等に対応する市職員に対する予防接種の実施</p> <p>○住民接種の実施 市民に対し、国が決定する優先順位に従って順次接種を実施 ※緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条に基づく接種 ※緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく接種</p>

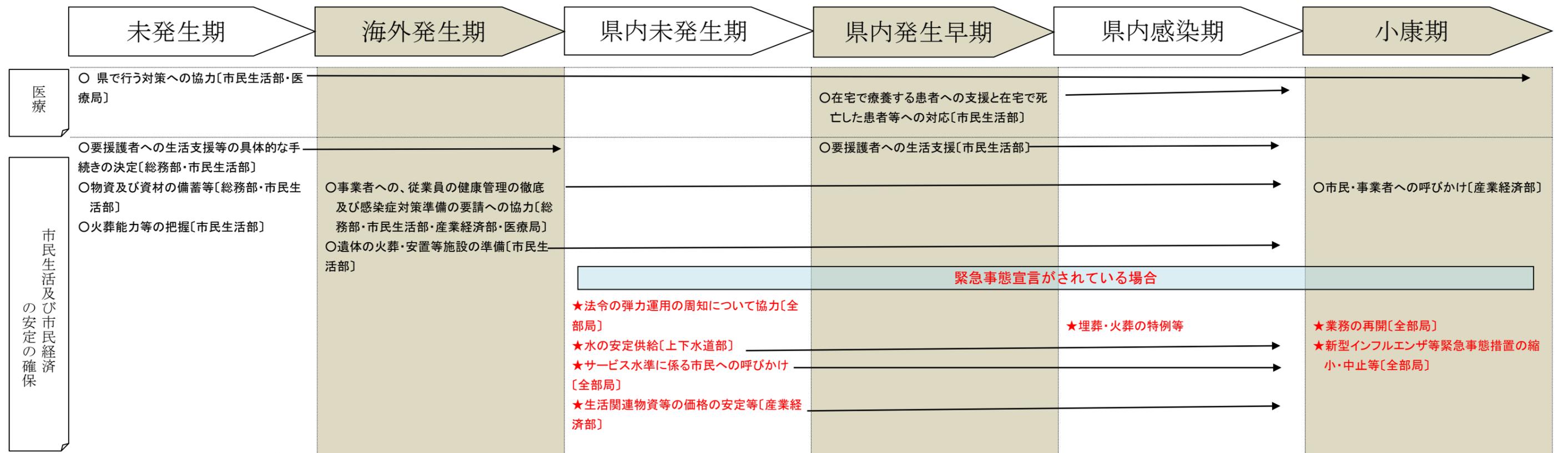
## 7 発生段階ごとの対策の概要

別紙

# 発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	○発生に備えた体制整備	○県内発生が遅延と早期発見 ○県内発生に備えた体制の整備	○県内発生遅延と早期発見の継続 ○県内発生に備えた体制の整備	○感染拡大をできる限り抑制 ○適切な医療提供 ○感染拡大に備えた体制整備	○医療体制の維持 ○健康被害を最小限に抑制 ○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑制	○市民生活及び市民経済の回復と流行の第二波への備え
実施体制	○市行動計画の作成〔総務部・市民生活部・全部局〕 ○初動体制の確立や発生時に備えた対策の推進〔総務部・全部局〕 ○業務継続計画の作成〔総務部・全部局〕 ○関係機関との平素からの情報交換、連携体制の確認〔全部局〕	政府及び県の対策本部が設置された場合 ○市対策本部の設置(任意)〔総務部・市民生活部・全部局〕 ○必要に応じて庁内対策委員会の開催及び関係機関との連携〔総務部・市民生活部・医療局・全部局〕 ○病原性に応じた感染症法に基づく対策の実施〔市民生活部〕	○政府の緊急事態宣言前は任意の市対策本部の設置〔総務部・市民生活部・全部局〕  ★緊急事態宣言に伴う市対策本部の設置(特措法第34条による)〔総務部・市民生活部・全部局〕	緊急事態宣言がされている場合 ○市対策本部会議の開催〔総務部・市民生活部・全部局〕	★県による代行及び他の市町村による応援等の活用〔総務部〕	○基本的対処方針の変更に伴う検討〔総務部・市民生活部・全部局〕 緊急事態解除宣言がされた場合 ○市対策本部の廃止及び必要時、任意の対策本部の継続) ○第二波に備えた体制整備 ○実施体制の縮小等 ○対策の評価、見直し〔総務部・市民生活部・全部局〕 政府及び県の対策本部が廃止された場合 ○市対策本部の廃止〔総務部・市民生活部・全部局〕
サーベイランス・情報収集	○新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び県のサーベイランスへの協力〔総務部・市民生活部・教育部・産業経済部・医療局〕					
情報提供・共有	○基本的な情報や発生時の対策について継続的な情報提供〔総務部・市民生活部・企画部・教育部・産業経済部〕 ○市民への情報提供の内容や媒体の検討〔総務部・市民生活部・企画部〕	○複数の媒体を利用した情報提供〔総務部・市民生活部・企画部・教育部・産業経済部〕 ○国や県、関係機関とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有〔総務部・市民生活部・企画部〕 ○国及び県からの要請に基づくコールセンター等の設置〔総務部・市民生活部・企画部〕	○コールセンター等の体制充実・強化〔総務部・市民生活部・企画部〕			○コールセンター等体制の縮小〔市民生活部〕
予防・まん延防止	○個人における対策の普及〔市民生活部〕 ○地域・職場対策の周知、衛生資器材の供給体制の整備、水際対策への協力〔市民生活部・総務部〕 ○予防接種ワクチン供給体制に関する情報収集〔市民生活部〕 ○特定接種・住民接種の体制整備〔総務部・市民生活部〕 ○外出自粛要請の理解促進、施設使用制限の要請準備への協力〔市民生活部・全部局〕	○基本的な感染症対策を周知〔市民生活部・総務部・医療局〕 ○水際対策への協力〔総務部・市民生活部〕 ○特定接種の準備、開始〔総務部・市民生活部〕 ○住民接種の準備〔市民生活部〕	○住民接種の準備、開始  ★特措法に基づく予防接種の実施〔市民生活部・医療局〕 ★外出自粛要請、施設使用制限の要請等への協力〔市民生活部・総務部・全部局〕	緊急事態宣言がされている場合		○流行の第二波に備えた個人における対応の情報提供〔総務部・市民生活部〕 ○流行の第二波に備えた予防接種法第六条第三項に基づく新臨時接種〔市民生活部〕

(注) 段階はあくまで目安とし、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 ★：新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ、必要に応じて実施する措置



(注) 段階はあくまで目安とし、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 ★：新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ、必要に応じて実施する措置